

現在進めている事例として、消費者教育における電気製品事故の実験を担当する講師は、札幌市にある機関・団体に派遣を要請しているが、今後は士別市内で営業をしている電気工事の会社による組織「電気工事組合」に、社会貢献事業として派遣の要請を検討している。金融関連の授業についても、地元の金融機関が実施の方向で検討しているところである。

また、食品などの簡易テストについては、市職員の自主研究グループのメンバーのうち、大学で主に化学を専攻した者に対して実験を担当する講師として養成を進めている。

(実施事業)

- ・講師の確保として独自の「生きた講師バンク」を構築する
- ・地域の教育力を講師として活用しながら育成を図る
- ・国民生活センターや北海道立消費生活センターとの技術的連携
- ・市外（道外）の研究機関・研究者との連携
- ・横断的な取組みの仕組み作り
- ・近隣自治体との連携

(講師) 弁護士、司法書士、大学の研究者、国、北海道の機関、国民生活センター、北海道立消費生活センター職員、消費生活相談員、EC ネットワーク、シニア野菜ソムリエ、ファイナンシャルプランナー、その他専門家・研究者

●消費者教育授業の実績

交付金事業として平成 21 ～ 23 年度の 3 年間で実施した、小学校・中学校・高等学校における消費者教育授業の実績は次の通りである。

- ・小学校・中学校・高等学校での消費者教育
平成 22 年度 6 回実施（中学校 2 校 5 回、PTA 1 回）
平成 23 年度 17 回実施（小学校 1 校 1 回、中学校 14 校 15 回、高等学校 1 校 1 回）
- ・教員・PTA 及び行政職員を対象とした模擬授業
平成 23 年度 1 回実施

●中学生・高校生用副読本「くらしのノート」の作成

主に中学生・高校生を対象とした消費者教育授業の副読本「くらしのノート」を作成した。日常の消費生活における参考書としても、さらに大人になってからも活用できるように工夫した、士別市のオリジナル版である。

内容は、できるだけ「基礎・基本」に絞り、気軽にいつでも手に取って見ることができるようコンパクトな 55 頁のカラー版小冊子とした。さらに、より詳しく調べ学習ができるように、インターネット検索など、次のステップへ容易に進むことができるよう編集した。

また、同冊子は、士別市消費生活センターが各学校へ配布している「消費者教育授業支援プログラム」とリンクしており、担当の教員は学校のニーズに合わせた内容を容易に選択でき、学習指導要領の改訂にも対応できるよう柔軟性を重視した。作成した 4,800 冊の配布計画は次の通りである。

- ・平成 24 年度配布先
小学校 1～6 年生児童の保護者(一家族 1 冊)、中学校・高等学校 1～3 年生全員、各学校、士別市消費者教育関係講師、弁護士会他関係機関・団体、成人を対象とした消費者教育事業
- ・平成 25～28 年度配布計画(向こう 4 年間)
新小学校 1 年生の保護者、新中学校 1 年生、成人を対象とした消費者教育事業



写真 3 くらしのノート

●平成 24 年度 士別市消費者教育支援プログラム

小学生・中学生・高校生を対象とした消費者教育支援プログラムの詳細を士別市のホームページに掲載している。

(<http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/contents/1319526206273/index.html>
消費者教育支援プログラム)

⑧ 市民への消費者教育(社会人教育)

情報の提供、講演会、研修会、さらには消費者団体や各市民団体、行政機関との交流等を通し、消費者問題に対する市民一人ひとりの意識を高めた。

(実施事業)

- ・各種研修会等を、関係機関・団体の職員・市民を対象に開催
講師：弁護士、司法書士、消費生活相談員、各種専門家
- ・中学生・高校生用副読本「くらしのノート」を用いた消費者教育の実施

- ・街頭での啓発
- ・市広報誌やリーフレット等教育資材を利用した情報の提供
- ・消費者被害防止ネットワークの拡充
- ・消費者団体による「悪質商法防止出前講座」への支援
- ・訪問活動
- ・老人クラブ、九十九大学等、高齢者団体への出前講座
- ・事業所等の職員研修

⑨ 市民による「見守り隊」「サポーター」組織の構築

市民一人ひとりの意識を高める手段の一つとして、消費者問題に限らず、市民がそれぞれの立場で関わっている「安全・安心」に関する活動や「士別市安全で安心なまちづくり条例」の推進項目と連動した新たな組織等をそれぞれ「〇〇見守り隊」として位置付け、市全体に「見守りの目」を構築した。実施事業は、表2の通りである。

なお、「見守り隊」の基本となったのは、平成16年3月に士別市防犯協会・士別市自治会連合会・士別市PTA連合会の三者が中心となって構築した「地域の目と声をください運動」である。

⑩ 士別市消費生活センター機能の充実

①～⑨の推進項目の達成を目標として各事業を推進するとともに、新たな仕組み「ハブコミュニティシステム」を醸成し、消費生活センターを「消費生活に関する総合的かつ中心的な機関」として機能させ、市民の“安全と安心”を守る「礎」や「市民の心のより所」として位置付けた。

(実施事業)

- ・市各部局及び機関・団体との横断的な連携を構築
本来センター内で行う展示、消費者教育活動、食品等のテストを、生涯学習センター、市民文化センター、学校施設等の公共施設において実施し、消費者への情報提供を行った
- ・消費者相談事業の推進
- ・「消費生活相談体制の広域化（和寒町、剣淵町、幌加内町）」の醸成
広域化については、消費生活相談業務だけではなく消費生活事業に関わる全般を支援していく事業の協定とした（詳細は次項参照）
- ・消費者教育の中心的な機関として、各年代における体系的な推進を図りながら、各種教室の開催、講師派遣や消費者教育プログラムの提供等の支援体制を整えた